

大和市生活困窮者支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第54号

大和市生活困窮者支援法施行細則の一部を改正する規則

大和市生活困窮者支援法施行細則（平成27年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「就職活動」を「求職活動」に改める。

第3条第1項第1号中「就職活動」を「求職活動」に、「当該支給間」を「当該支給期間」に、「未満」を「以下」に改める。

第4条第3項中「前項」を「第1項」に、「必要事項への」を「必要事項の」に改める。

第6条中「で住宅を喪失しているもの」を削る。

第11条第1項第1号中「規定する就職活動」を「規定する求職活動」に、「就職活動等」を「原則として求職活動等」に改め、「怠った」の次に「事実を確認した」を加え、「の翌月」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該事実を確認した月の住居確保給付金をすでに支給している場合は、速やかに支給を中止する。

第11条第1項第2号中「あった」の次に「ことを確認した」を加え、「の翌月」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該事実を確認した月の住居確保給付金をすでに支給している場合は、速やかに支給を中止する。

第11条第1項第4号中「の翌々月以降」を削り、同項第5号中「当該住宅の貸主側の責によらずに」を削り、「住宅から退去」の次に「（借主の責によらずに転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により市内での転居が適当である場合を除く。）」を、「した者」の次に「原則として」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、住居確保給付金の支給をした後に、当該事実を確認した場合は、速やかに支給を中止する。

第11条第1項第10号中「の翌月」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、住居確保給付金の支給をした後に、当該事実を確認した場合は、その翌月の家賃相当分から支給を中止する。

第12条第1項中「支給を受けて」を「支給期間中又は支給期間の満了後に、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。